

離島周辺における洋上風力発電基礎調査業務委託仕様書（案）

1 業務名称

離島周辺における洋上風力発電基礎調査業務委託

2 業務目的

北九州市は、2017年度から2019年度にかけて、環境省からの委託により「北九州市洋上風力発電に係るゾーニング実証事業」として、北九州市等の沖合である一般海域を対象として、洋上風力発電導入可能性について検討を行った。また、2020年度から2022年度にかけては、同様に環境省からの委託に基づき「浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務」により響灘一般海域の水深50m以上を対象とした浮体式洋上風力発電の導入可能性に係る調査や地域エネルギー会社を利用した離島のエネルギー地産・地消モデルの検討を実施した。

このような背景のもと、本業務では、離島周辺海域の利用状況を踏まえ、洋上風力発電の導入可能性を把握するため、藍島及び馬島周辺海域を中心に自然条件や社会条件を調査するとともに、国へのヒアリングや漁業関係者等への情報提供、意見交換を行うもの。

3 調査対象範囲

図1参照（藍島、馬島周辺海域）

4 委託期間

令和5年度 契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

5 業務内容

（1）離島周辺海域の自然条件、社会条件に係る調査

対象範囲における自然条件、社会条件に関する情報を調査し、地理情報システム（GIS）で整理すること。整理に当たっては、平成29年度から令和元年度の「北九州市洋上風力発電に係るゾーニング実証事業」（以下、「過年度業務」）のGISデータ等をもとにすること。調査は文献等資料に基づくものであり、海底地盤や海底地質等の現地調査は行わないものとする。

なお、過年度業務の対象範囲外のデータ、既に更新されたデータ、本業務の目的を達成するために追加が必要なデータは、新たに収集、整理の対象とすること。

(2) 洋上風力発電と漁業・航路等との関係に係る調査

洋上風力発電の導入検討において、重要となる漁業、航路など、先行利用者との関係について情報収集すること。

(3) 先行地域における漁業共生や地域振興に係る調査

業務対象範囲における先行利用者の理解醸成に資する情報として、洋上風力発電事業の先行地域における漁業共生や地域振興について、情報収集すること。

(4) 地元漁業関係者等への情報共有と意見交換

業務対象範囲の地元漁業関係者に対して、洋上風力発電と漁業共生・地域振興に係る情報を共有し、意見交換を実施すること。

6 成果品

- (1) 報告書 3部（簡易製本（A4））
- (2) 電子媒体 1部（DVD-R）※PDF等の圧縮ファイル不可
- (3) その他関係資料 一式

※本業務で得たすべての成果品の著作権は市に帰属するものとし、市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。

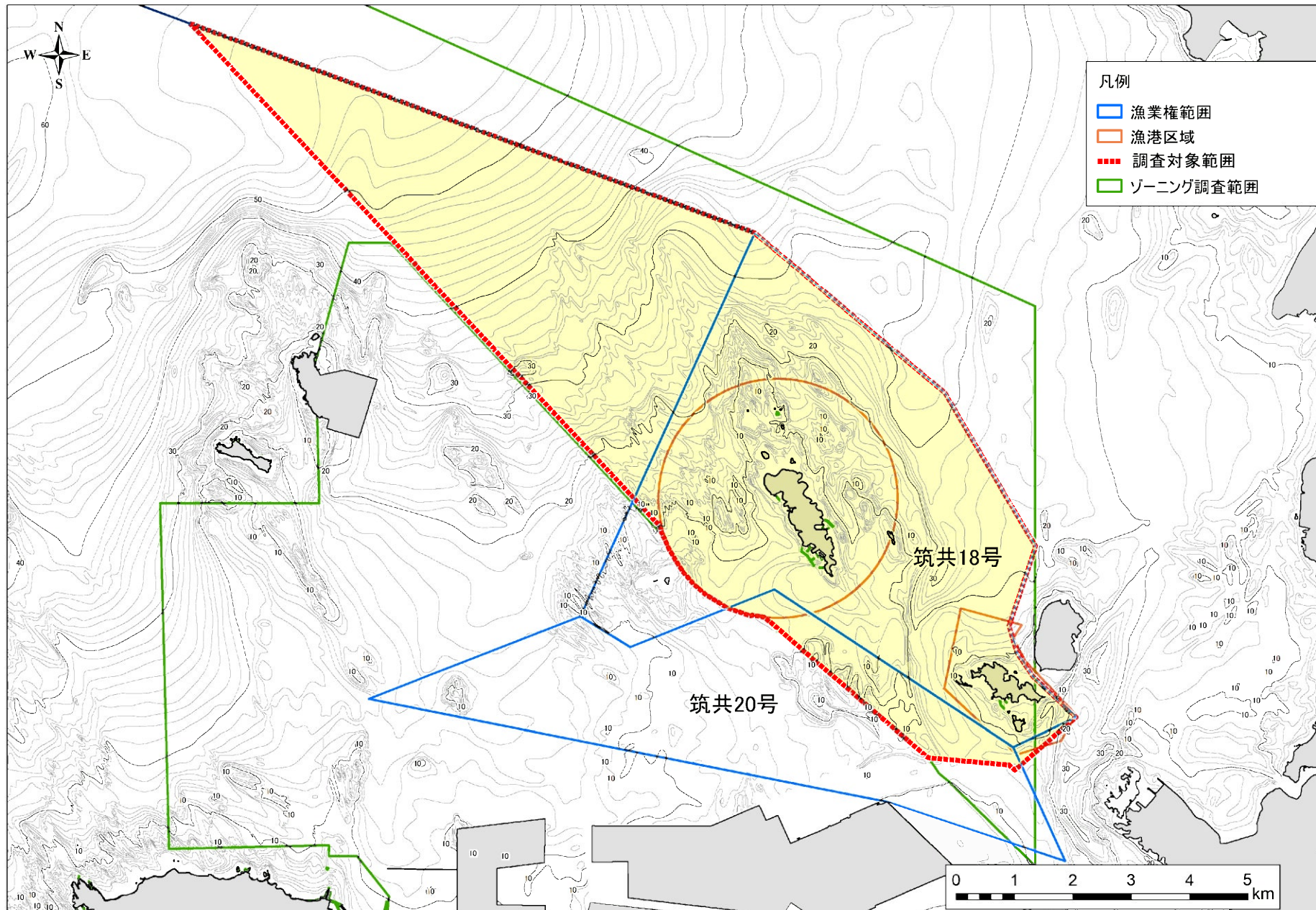


図1 調査対象範囲